

【社外役員の独立性に関する基準】

第一稀元素化学工業株式会社

1. 当社取締役会は、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役^{※1}または社外監査役^{※2}（以下、併せて「社外役員」という。）が以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有すると認定する。
 - (1) 当社および当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者^{※3}
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者^{※4}またはその業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先^{※5}またはその業務執行者
 - (4) 当社の大株主（議決権総数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
 - (5) 当社グループが大口出資者（議決権総数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
 - (6) 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者
 - (7) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の業務執行者
 - (8) 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタント
 - (9) 当社またはその子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員
 - (10) 当社グループの業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社において社外役員に就いているまたは就いていた場合における当該他の会社の業務執行者
 - (11) 過去10年間に於いて、上記（1）に該当していた者
 - (12) 過去3年間に於いて、上記（2）から（10）までに該当していた者
 - (13) 上記（1）から（12）までに該当する者のうち重要な業務執行者^{※6}の近親者等^{※7}
2. 独立役員であるというためには、当社の一般株主全体との間で上記（1）から（12）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。
3. 独立役員を選任するに際しては、少なくとも独立取締役または独立監査役1名の推薦または同意を得ねばならない。

※1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

※2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

※3 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。

- ※4 当社グループを主要な取引先とする者とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を、当社グループから受けた者をいう。
- ※5 当社グループの主要な取引先とは、当社グループの直近事業年度における当該取引先への販売額が、当社グループの連結売上高の2%以上の者をいう。
- ※6 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、業務執行取締役及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。
- ※7 近親者等とは、2親親内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。